

各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金交付要綱

(令和8年5月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の就労促進及び活躍推進を図るため、女性のための職場環境の改善を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度に基づく岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けていること。
- (2) 次のいずれかに該当する者で、市内に本店、本社、主たる事務所等を有するものであること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人

ウ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

オ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等

カ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

キ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

ク 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人

ケ 農林水産業を営む人及び団体で、その成果物を有価で販売している者

- (3) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 規則第3条の3各号のいずれかに該当する者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(3) 政治活動又は宗教活動を業とする者

(4) その他補助金の趣旨に照らして、補助金の交付の対象として適当ではないと市長が認める者

(補助事業)

第3条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 市内の事務所等に、女性従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室等（以下「女性従業員専用施設」という。）を新たに整備する事業

(2) 女性管理職の積極的な登用又は女性管理職候補者の育成に関する事業

(3) 女性の就労促進及び活躍推進に係る研修、周知及び啓発に関する事業

(4) 女性の就労促進及び活躍推進に係る就業規則、労使協定等の見直しに係る事業

(5) その他女性の就労促進及び活躍推進に資する取組として市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体等の補助金の交付を受ける事業は、補助事業としない。

3 補助事業は、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の日の属する年度の2月末日までに完了するものでなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 補助事業を補助事業以外の事業と併せて実施するときは、補助対象経費を明確に区別しなければならない。

3 補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計金額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

2 同一の者が補助金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市女

性活躍推進・職場環境整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

(4) 各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金に係る誓約・同意書（様式第3号）

(5) 第3条第1項第1号に掲げる事業を行う場合にあっては、整備予定場所の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

（事業の着手）

第7条 補助事業の着手は、次条の補助金の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、補助事業の性質上その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、申請者は、補助事業の着手前に、各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金事前着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金（変更・中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実施報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日（補助事業を中止又は廃止した場合においては、当該中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該完了の日が属する年度の2月末日のいずれか早い

日までに各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金実施報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払関係を証明できる書類
- (2) 補助事業に係る写真、成果物その他の補助事業を実施したことが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（検査等）

第13条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助事業者は、規則第17条の2第1項に規定する財産（第3項において「取得財産等」という。）について、各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金取得財産等管理台帳（様式11号）を備えるものとする。

2 補助事業者は、規則第17条の2第1項の市長の承認を受けようとするときは、各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金財産処分申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市女性活躍推進・職場環境整備補助金財産処分承認（不承認）決定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、補

助事業者が取得財産等の処分により収入を得る、又は収入を得ると認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容
報償費	外部専門家（社会保険労務士、経営コンサルタント等）への相談料、研修会等の講師謝礼等
旅費	研修会等の講師旅費、資格取得に係る旅費等
消耗品費	資格取得に係る教材費等
印刷製本費	各種制度周知用パンフレット、研修用教材等の印刷費等
役務費	資格取得に係る手数料（テキスト代を含む。）等
委託料	研修会等開催に係る委託料等
使用料及び賃借料	研修会等に係る会場使用料等
工事費	女性従業員専用施設の整備に係る工事費（設計監理費を含む。）
備品購入費	女性従業員専用施設の整備に伴う備品購入費
その他の経費	市長が補助事業の実施のため特に必要と認める経費